

< 19 - 22 >  
2019年10月

先生各位

## 診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和元年9月30日付「保医発0930第6号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、令和元年10月1日より、下記検査項目の検体検査実施料が新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

### ■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
FGF23	CLEIA法	D007 血液化学検査	生化学的検査 (I) 144点
		61 1,25 - ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub> 388点 62 25 - ヒドロキシビタミンD 400点 を合算した点数 788点	

(1)～(50) (略)

(51) FGF23

FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1,25 - ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数と「62」25 - ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。

ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

(52)・(53) (略)

※検査の実施につきましては現在検討中です。

以上